

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

高山市は岐阜県の北部、飛騨地方の南部に位置し、高山盆地を中心として総面積2,177.67 km²、森林率92.1%と広域的で自然に恵まれた地域資源が豊富な市である。

気候は地域的な差はみられるが、全体的な特徴として裏日本型に属し、内陸型であるため、また山間地の複雑な地形により、昼夜の寒暖の差が大きく、夏は涼しく冬は寒い気候である。なかには冷え込みが厳しく全国有数の寒冷・豪雪地域も存在する。

8月の最高気温平均は30.7℃、2月の最低気温平均は-5.2℃であり、年間平均気温は11℃、年間降水量は約1,700mmである。

農業振興地域は19,548haで、農業に適した平坦地を中心としながらも山際の農地についても設定しており、市内に広く点在する状況となっている。人口は92,747人(H22国勢調査)で、農家戸数は4,730戸、耕地面積は4,950ha、1戸当たり平均の耕作面積は1haである。1戸当たりの10a当たりの農業生産所得は岐阜県の平均を上回っているが、今後さらに認定農業者制度の普及や法人化の促進、各種補助、融資、利子補給の実施などにより、安定性の高い農業経営体の育成を目指す。

土地利用については、保全と開発との調和、恵まれた自然との関係に配慮しながら無秩序な開発を抑制し優良な農用地の確保を進める。

農業においては、土地基盤整備、最新技術を導入し、中核的農家の育成と生産性の高い農業の確立を推進する。また、トマト・ホウレンソウなどを中心とした高冷地野菜の産地化を進め、生産量の拡大および施設の近代化を推進し、また飛騨牛を中心とした「飛騨」ブランドの確立を推進するとともに各地域の特色を活かした生産地の個性化、特化を進める。

表1 農業振興地域内の現況

単位：ha・%

区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
高山	1,580	40.7%	38	1.0%	1,433	36.9%	103	2.7%	67	1.7%	662	17.0%	3,883	100%
丹生川	1,180	52.1%	22	1.0%	287	12.7%	79	3.5%	3	0.1%	695	30.7%	2,266	100%
清見	1,001	37.2%	20	0.7%	1,046	38.8%	54	2.0%	11	0.4%	561	20.8%	2,693	100%
荘川	202	13.4%	4	0.3%	265	17.5%	23	1.5%	0	0.0%	1,016	67.3%	1,510	100%
一之宮	212	46.7%	3	0.7%	66	14.5%	47	10.4%	5	1.1%	121	26.7%	454	100%
久々野	432	25.7%	5	0.3%	547	32.5%	71	4.2%	12	0.7%	614	36.5%	1,681	100%
朝日	428	29.2%	3	0.2%	162	11.1%	24	1.6%	1	0.1%	846	57.8%	1,464	100%
高根	320	16.2%	2	0.1%	1,013	51.4%	20	1.0%	0	0.0%	615	31.2%	1,970	100%
国府	743	41.5%	15	0.8%	236	13.2%	140	7.8%	19	1.1%	637	35.6%	1,790	100%
上宝	439	23.9%	3	0.2%	642	34.9%	87	4.7%	10	0.5%	655	35.7%	1,837	100%
合計	6,537	33.4%	115	0.6%	5,697	29.1%	649	3.3%	128	0.7%	6,422	32.9%	19,548	100%

イ. 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内における現況農用地 6,537ha のうち、おおむね次に掲げる 1,095ha 以外の農用地 5,442ha について農用地区域を設定する。

a. 集落区域内に介在する農用地

高山地区	該当集落数	8	約 67.0ha
丹生川地区	該当集落数	2	約 16.0ha
清見地区	介在する農用地		約 34.0ha
荘川地区	該当集落数	13	約 12.0ha
一之宮地区	該当集落数	24	約 20.0ha
久々野地区	該当集落数	20	約 63.0ha
朝日地区	介在する農用地		約 67.0ha
高根地区	該当集落数	11	約 3.0ha
国府地区	該当集落数	21	約 86.0ha
上宝地区	該当集落数	1	約 37.0ha
	計		約 405.0ha

b. 自然的条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

高山地区	該当集落数	28	約140.0ha
丹生川地区	おおむね傾斜度1/10の農用地		約19.0ha
清見地区	おおむね傾斜度1/10の農用地		約40.0ha
荘川地区	おおむね傾斜度1/10~1/15の農用地		約25.0ha
一之宮地区	該当なし		
久々野地区	山間傾斜地に存在する生産性の低い農用地		約52.0ha
朝日地区	おおむね傾斜度1/20の農用地		約52.0ha
高根地区	おおむね傾斜度1/20~1/25の農用地		約8.0ha
国府地区	おおむね傾斜度1/20の農用地		約41.0ha
上宝地区	該当集落数	4	約43.0ha
			計 約420.0ha

c. その他

道路沿線等で宅地化が進みつつあり、また今後進むことが予想される地域の農用地、道路の拡幅工事の対象農用地等

高山地区	約89.0ha
丹生川地区	約4.0ha
清見地区	約63.0ha
荘川地区	約5.0ha
一之宮地区	約1.0ha
朝日地区	約33.0ha
国府地区	約29.0ha
上宝地区	約46.0ha

計 約270.0ha

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて113haに農用地区域を設定する。

(ウ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

本地域は、水田営農はもちろんのこと、高冷地としての自然的立地条件を活かした野菜（夏秋トマト、ホウレン草、花卉）等、また畜産（肉用牛）を中心に農業の振興を図ってきた。昭和63年に着手した国営農地開発事業により造成された農地は担い手経営体の規模拡大につながりその成果は顕著である。

今後、農業の生産基盤の整備拡大が必要となる場合に備え、山林と農地の間に存在する緩傾斜の山林原野2,990haを農用地区域として設定し維持管理に努める。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

条件整備が進んだ農地については、水田地帯では水稻を主体に、転作作物として、高冷地野菜、大麦、飼料作物、大豆、ソバなどの作付を担い手主体に振興する。国営農地開発事業などで造成された畑作団地では、施設園芸、露地野菜、飼料作物、果樹などの作付を振興する。一方で、山沿いの条件不利地では、農村集落における生活環境の整備を進めるとともに、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払制度、鳥獣害対策、耕作放棄地再生利用事業などの市主導事業を活用して、営農・居住継続を基本とした振興策を継続する。しかしながら、相当の経費をかけないと営農継続できない山間の耕作不利地については、山林に移行せざるを得ないと考える。

高山地区

5つの水系に沿って農用地が存在し、平坦部の田はそのほとんどについてはほ場整備が完了している。水田地帯では、水稻を主体に、転作作物では高冷地野菜、飼料作物を主体に担い手に農地集積されている。東部開発事業による畑作団地では、施設園芸、飼料作物が主要品目として作付されている。今後もより一層担い手に農地集積し、連担性のある集団農地を形成するよう推進していく。

丹生川地区

従来、優良農地の主体は水田であったが、国・県営の農地造成により優良畑団地が完成し、市内の基幹的施設園芸団地として重要な位置にある。今後は、より一層の農地有効利用を進めるとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用して、条件不利地の荒廃化防止を図る。

清見地区

山間部に位置する条件により、混在した利用がなされている。このような中で、土地利用型農業部門は既存の水稻作生産組織や畜産農家に集積的に担う一方で、高冷地特有の気象条件を活かした野菜・花卉を中心とした集約型農業を振興する。一方で、条件不利地では諸事業を活用して集落全体で営農継続できる体制を維持していく。

荘川地区

庄川本・支流沿いに散在している農地は、田・畑を中心とした土地利用が行われており、そのほとんどがほ場整備を完了しているが、農家の経営規模は小さい。地域振興策として取り入れられたソバ、大麦を中心とした生産組織に農地を集積する一方、露地、施設型高冷地園芸を基幹とした農業経営も引き続き振興する。

一之宮地区

農地の大半が田として開発利用され、ほとんどがほ場整備済みであり、大型機械の導入が可能であるため、今後も農地の大部分を担い手に集積し、水稻と高冷地野菜との複合経営を振興する。

久々野地区

高冷地の気象条件を活かした果樹・野菜の畑作振興で、生産面積の拡大が図られ産地形成がなされている。河川沿いに広がる水田は、地域ぐるみで農地集積し、営農組織主体の水稻作を振興する。

朝日地区

農用地のほとんどが田として整備されたが、区画が小さく生産性が低い。このため、一部高冷地野菜の栽培も見受けられるが、条件不利地を中心に、牧草地としての利用がなされている。今後は、国営農地開発事業地を主体に施設園芸を中心とした営農を進めると共に、採草放牧地や混木林を利用した肉用牛生産の振興を図る。

高根地区

飛騨川及び支流に散在する農地を利用し営農を行っているが、農家の後継者転出、高齢化により、農地の荒廃化が進んでいる。今後は、地域全体での生産組織育成や新規就農者の呼び込み、担い手による通勤農業などにより、農地の維持、荒廃農地の再生に努める。

国府地区

比較的平坦な農地が広がる地域であり、大半が水田として利用され、畑は山沿いに集中している。平坦地の水田においては、ほとんどがほ場整備済みで利用集積が進んでおり、大規模な土地利用型農業が展開されている。また、畑地帯では果樹栽培も盛んであり、今後は経営の集約化が課題となっている。

上宝地区

農家の高齢化、後継者の転出などにより、農地の荒廃化が問題となっているが、土地利用型農業の担い手組織により、水田の集積が進められている。今後も高冷地野菜農家も含め、担い手への利用集積を進めるとともに、山沿いの条件不利地などは集落等が中心となって、特用農産物の取り組みなどで荒廃化防止に努める。

農用地利用等の方針

(ha)

	農地 (田+畑+樹園地)			採草放牧地			混木林地			農業用施設用地			森林原野・その他			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
高山	1,160	1,160	0	124	124	0				33	33	0	190	190	0	1,507	1,507	0
丹生川	1,035	1,035	0	106	106	0				24	24	0	62	62	0	1,227	1,227	0
清見	317	317	0	549	549	0	410	410	0	20	20	0	5	5	0	1,301	1,301	0
荘川	144	144	0	21	21	0	23	23	0	2	2	0	57	57	0	247	247	0
一之宮	148	148	0	38	38	0				3	3	0	23	23	0	212	212	0
久々野	303	303	0	18	18	0	54	54	0	7	7	0	212	212	0	594	594	0
朝日	175	175	0	101	101	0	706	706	0	5	5	0	161	161	0	1,148	1,148	0
高根	139	139	0	182	182	0	315	315	0	2	2	0	561	561	0	1,199	1,199	0
国府	566	566	0	3	3	0				14	14	0	8	8	0	591	591	0
上宝	288	288	0	25	25	0				3	3	0	203	203	0	519	519	0
合計	4,275	4,275	0	1,167	1,167	0	1,508	1,508	0	113	113	0	1,482	1,482	0	8,545	8,545	0

イ. 用途区分の構想

用途区分の構想

高山地区

(ア) 上枝

- a. 川上川水系に属する平坦部の農用地のうち、熊野橋上流部約 240ha については、区画整理、暗渠設置等の県営土地改良総合整備事業（山田地区）が実施され、そのほとんどが 20ha 以上の団地性を有していることから、今後も農用地としての利用を確保する。また、このうち、八日町、前原町地内については、水田転作で、飼料畑として利用されており、畜産地帯でもあることから畑作と畜産の有機的結合を図り、合理的な水田営農の確立を推進する。
- b. 前原谷川上流部、新宮町地内山腹に存する農用地のうち約 80ha については、採草地としての利用がされており、今後も保全につとめる。
- c. 熊野橋下流部の平坦部の農用地のうち約 100ha について、区画面積が小さい等の問題もあるが、三枝地区かんがい排水事業が実施され転作との一体的利用により農用地としての利用を確保する。
- d. 国営農地開発事業による上切、中切団地 25ha については、高冷地野菜、飼料作物の作付利用を継続する。

(イ) 高山

- a. すのり川水系の上流部に存する農用地約 54ha はそのほとんどが田であり、都市計画用途区域に接しているため、農地のスプロール化の防止につとめながら農用地としての利用を確保する。
- b. 江名子、松本地域に広がる国営農地開発事業などにより造成された畑地約 65ha については、引き続き、高冷地野菜、飼料作物の畑作優良農地としての利用を継続する。

(ウ) 大八

- a. 上野平の農用地約 60ha は水田、畑作両用の優良農地として引き続き、利用を確保する。
- b. 大八賀川水系の農用地約 140ha については、今後も転作との一体的利用により水田営農の確立を図る。
- c. 国営農地開発事業による岩滝地区などの 4 団地では、高冷地野菜、飼料作物の畑作優良農地として継続利用する。
- d. 市民農園整備促進法に基づき、市民農園地域指定を行い、農業体験を通じて人と人との交流を促進するための優良な市民農園の整備をし、有効利用を図っている。

丹生川地区

(ア) 東部

- a. 小八賀川上流両岸に点在し、標高 900m 以上の地帯は田畑転換を行い、畑地利用を促進する。
- b. 小八賀川上流に属する 900m 以上の水田及び畑と混在する樹園地は、集団化を阻害するものであるため、本来の地目である畑として整備を進める。

(イ) 中央

- a. 小八賀川流域の平坦地帯の農用地については、整備の完了した水田において水田営農の確立を図る。
- b. 国営農地開発事業により造成された優良な畑団地において、高冷地野菜、花卉の生産拡大に取り組む。

(ウ) 荒城

- a. 優良農地が少ないため、諸事業を活用して営農継続を推進する。

清見地区

傾斜地が多く区画も小さく全体に耕作条件は良くないが、農業生産法人による水稻、ソバ生産による土地利用型農業の展開や肉用牛農家による飼料作物の作付が進められている。また、トマト、花卉生産など高冷地園芸品目の生産も盛んである。今後も諸事業を活用して、農用地保全を進めるとともに、荒廃農地の解消を図っていく。

荘川地区

(ア) 六厩・野々俣

両地区とも標高が高く、米作にはあまり期待できない地区である。米作を最小限に

とどめて牧野及び採草地の基盤整備を進めて肉用牛生産団地を育成する。山林原野の採草地転換を図り、サイレージと乾し草として安定供給を図る。

(イ) 黒谷

県営農地開発事業により 82ha の農用地が造成され、キャベツ、ダイコンを主品目とした高冷地野菜の生産がなされているが、荒廃農地もあるため、新規の担い手等も呼びこんでいく。流域の水田地帯等では、担い手が中心となりそばの作付けを行い、生産から加工、販売までの一貫経営を行う。

(ウ) 新湊

地区の基盤整備も完了し、本地区の水稻収量の 90% を占める。生産と安定と有効な土地利用を図るため、地域に適した品種導入と機械化による省力化を図る。

一之宮地区

宮川水系に属する平野部の農用地約 155ha、飛騨川水系に属する農用地約 7ha については、は場整備が昭和 51 年度に完了し、集団化された農地において水田営農の確立を図る。苜蓿地区の山林については草地として利活用する。

久々野地区

(ア) 北部

飛騨川流域の平坦な地域の農用地については、水田として整備もほぼ完了しており、田としての利用を進める。

八尺川流域の農用地は農地開発により造成した畑地帯であり、機械化を進め生産性の向上を図る。

無数河川流域の農用地は早くから果樹園の造成がなされているが、再整備を行い機械利用可能な畑地化をすすめる。

(イ) 南部

飛騨川流域に点在する農用地については、小規模に分散し機械化の条件に恵まれず生産性も低いことから、水田転作等により田畑転換を推進し、雨除けハウス等の施設園芸を推進する。

朝日地区

(ア) 下朝日

飛騨川を中心に開けた耕地は水田として利用が進んでいる。農業者戸別所得補償制度を活用し飼料作物を中心に産地形成の推進を図り、小区画農地については再整備と団地化を図りながらハウス施設による野菜、花卉等の栽培を進め有効利用に努める。

(イ) 秋神

基盤整備により整備され、地理的条件を活かし田畑転換を推進している。また標高 950m～1,200m に及ぶ比較的緩傾斜の山林、原野において、国営農地開発事業により整備された農地の有効活用を図る。

高根地区

地区全域約 321ha の農用地のうち約 30ha は田であり、水利条件及び生産基盤の整備を実施し水田営農を確立する。

畑については、基盤整備実施地区を中心に高冷地園芸経営を行う。畜産については、飛騨御岳牧場等の牧場を有効利用し、夏山冬里方式で低コストの和牛繁殖経営を行い、肉用牛の資源確保と肉用牛飼養農家の経営安定を図る。

国府地区

当地域内の農用地およそ 746haについては再ほ場整備も完了し、すでに98%のほ場整備率となっている。今後はこれら土地基盤を活用し農地の有効利用を図る。

瓜巢地区集落周辺に展開する農用地等については、施設園芸が拡大しつつあり、今後、高冷地園芸産地として拡充が十分見込まれることから、団地としての合理的な土地利用を推進する。

上宝地区

(ア) 北東部

全体に傾斜度が強く、条件不利地が多い地域であるが、奥飛騨温泉郷にも近く温泉熱を利用した熱帯産果実栽培を手掛けるなど農業と観光の連携や地域特産である山椒栽培振興により、農業振興を図る。また大字神坂地内の緩傾斜地帯約10haを農用地区域とし、採草又は放牧目的の混木林地として利用をすすめる。

(イ) 南西部

高原川下流河岸段丘の台地に展開する平坦部の農用地約160haについてはほ場整備と水稻作業の機械化が相当進んでおり、今後も農用地の面的利用集積をすすめ、銘柄米、高冷地野菜、飼料畑等の作付地団地化により生産効率化を図る。

蔵柱川流域に展開する農用地約86haについては、傾斜度の低いほ場整備が完了しており、今後も農地の利用改善と集積を促進し生産費の低減と農業経営の効率化を図り、稲作、高冷地野菜を中心に振興する。

2 農用地利用計画 別紙のとおり

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農用地利用計画

高山市のほ場整備事業は、昭和20年代後半から積極的に実施されてきており、水田についてはそのほとんどが完了している。しかし、今後残された農用団地（特に山間部）について、県単事業を中心に整備を推進する必要がある。また、早期に実施された地区については、ほ場区画が小さいので農業経営の機械化に即した農地の区画整理を行うとともに用排水路、道路を一体的に整備する。さらに、水田利用の高度化を図るため、平坦部を中心に用排水路の分離や排水不良田の改良等により、田畑転換が可能な汎用水田化への整備が必要である。畑地の整備については、地域の条件に適合した畑作物の生産振興を図るため土層改良、農道、かんがい排水施設等の整備を推進しなければならない。

農道整備事業については、農道網を有機的かつ合理的に配置し、特に国営農地開発、ほ場整備に関連して広域農道整備を進めるほか、県単農道舗装事業も順次推進する必要がある。

老朽化した農業用排水路については、ほ場整備事業と各種制度事業を導入して順次改修を実施し、農業生産の向上を図る必要がある。

風水害による農地、農業用施設及び農作物の被害防止のため、危険個所の保全管理に努めるとともに、早急に整備を必要とするため、池、水路等、用排水施設の改修を推進する。

2. 森林の整備その他林業の振興との関連

山林原野等を開発し農用地の規模拡大を図る場合は、森林事業計画との整合性に配慮する。

3. 他事業との関連

国営農地開発事業飛騨東部第一地区

昭和54年から58年にかけて国の広域農業基本調査が行われ、さらに昭和58年から60年には、東部地区計画調査が7市町村を対象に行われた。つづいて昭和61年から62年に行われた飛騨東部第一地区全体実施設計では、高山市、丹生川村、久々野町、朝日村において633haの農地開発と30kmに及ぶ広域農道計画が決定し、昭和63年より受益農家の同意を得て事業が実施された。

現在、高山市内のすべての団地において事業が完了し（高山地区10団地 丹生川地区4団地 久々野地区3団地 朝日地区3団地）、本格的な営農が行われており、高冷地園芸では主要生産団地となっている。

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

農業者の高齢化および農業後継者不足から、農家人口の減少と耕作放棄地の増加が予想される。そのため、農地の有効活用を目指し利用権設定等推進事業を重点的に実施する。

肉用牛、高冷地野菜および花卉等の施設園芸をより一層振興するとともに、飛騨ブランドの農畜産物の付加価値を高める施策を実施し、農業所得の向上と省力化を推進する。

農業生産基盤の農地と、生活空間としての農地を位置づけ、農村風景の保全と多目的機能の保全を行う。

2. 農用地等の保全のための活動

中山間地域直接支払制度における集落協定を締結することにより、担い手を中心とした集落営農の可能性と、農地の多面的機能を確保するとともに、地域の農業を考える場の創設を各地区の農業改良組合を中心に行う。

農業委員会の地区担当制による農地パトロールを周期的に実施し、耕作放棄地の早期発見に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 認定農業者の農業経営の目標

農業後継者の農外就業が全国的にも進む中、本市においても中核的農家の減少が予想されるが、農地の有効利用の促進、農作業の合理化・省力化を進め、農地の流動化により、認定農家の育成を図らなければならない。

国営農地開発事業により新たに造成された大規模農地での認定農家の育成もあわせて推進していく。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）とし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

平成26年3月末現在

農業類型		農業経営改善計画認定数	
			内法人
単 一 経 営	水稻	37	10
	麦類作		
	雑穀・いも類・豆類	2	1
	工芸農作物		
	露地野菜	12	2
	施設野菜	347	15
	果樹類	41	2
	花卉・花木	12	1
	その他の作物		
	酪農	24	2
	肉用牛	71	25
	養豚	2	2
	養鶏	2	2
	その他の畜産	1	1
	小計	551	63
複合経営		8	3
合計		559	66

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農地等の権利移動に関する方策

経営規模の拡大、農地の集団化等保有の合理化に資するため、農用地等に関する権利移動の意向を把握し、権利取得の円滑化を図る。広報活動については、農業委員会の機関紙「農委と農家」に掲載するほか、農業委員、改良組合長、地区委員等を通じて趣旨の浸透を図る。

ア. 農地移動適正化あっせん事業

農用地等を売買、賃借、交換等の希望のある農家の間に立ってあっせんを行い、農業経営規模拡大などに結びつくように農用地の権利の移動を方向付けるため、「高山市農地移動適正化あっせん基準」に基づき事業を実施する。

イ. 農用地利用集積事業

農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進ならびに農業経営の改善及びその安定を図るため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき事業を実施する。

ウ. 農地保有合理化促進事業

県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う岐阜県農畜産公社と連携し、同公社が行う事業の促進に向け、情報提供および事業協力を行う。

エ. 農地利用集積円滑化事業

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積を進めるため、関係機関等との調整を図り、農地利用集積円滑化事業を円滑に推進する。

(2) 地域農業集団化対策

既存農業改良組合を基幹として、地域の結束、合意形成を図るため、地域のリーダーの育成を強力に進める。

(3) 農用地の集団化対策

土地利用型農業の担い手及び地区委員を中心に農地の流動化を進める。

(4) 農作業の受委託、共同化対策

米作りの基幹作業を委託するなど効率化を推進する。

(5) 遊休農地、耕作放棄地解消対策

農地の流動化を推進する一方、鳥獣害防止事業などにより耕作放棄地がこれ以上拡大しない方策を取りつつ、耕作放棄地再生利用事業を活用し、法人、地域振興組織が中心となって、再基盤整備等を行う。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

国営農地開発事業等による規模の拡大を図る中で、開発する山林について森林事業計画との整合性に配慮する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

これまで、稲作を省力化し、水田の有効利用を図って転作を推進し、土地利用型農業の担い手を育成する一方で、野菜、畜産分野でも担い手支援を進めてきた。そのために米の管理、調製、出荷の合理化を図るため、乾燥調製施設を導入した。また、高冷地野菜の生産を維持、拡大するための機械、機具導入、集荷場、選果場などを整備し、良質堆きゅう肥として農地へ還元する処理施設整備も図ってきた。

今後は、これら施設の老朽化、集約化が課題となってきたため、効率的な施設運用を図られるよう、綿密な関係機関協議の下で、施設再編計画を立てる。

2. 近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	付図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
トマト選果場	漆垣内町地内	国府、上宝地域を除く 高山市	53ha	126戸	飛騨そ菜出荷組合協議会		

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者のための支援活動

高山市、高山市農業委員会、飛騨農林事務所農業普及課、飛騨農業協同組合などで組織する高山市農業経営改善支援センターが中心となって経営診断、先進的技術の情報提供や普及、及びそれらを含む生産方式の改善、経営管理の合理化等の経営改善のため農業経営改善計画の認定制度を中心に支援活動を行う。

今後は、制度の啓発・宣伝活動を積極的に行い認定農業者の確保と育成を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

高冷地野菜、畜産など生産基盤が整った強い産地づくりを今後も継続して進めていく。そのためにも、担い手後継者として、地域外からも新規就農者を積極的に受け入れると共に、農業生産法人の規模拡大による雇用者増を目指していく。兼業農家における農外就業は、木工を中心とする第2次産業と観光、卸小売業などの第3次産業を主体としているが、今後総体的な伸びは期待できない。加えて、農地の流動化の推進、農作業の受委託の促進等により、規模の拡大を図るためには、農業従事者の安定的な就業の場を確保することが不可欠である。したがって、今後は地域の農畜業と連携した加工産業等の開拓により、安定的な就業の場を確保していく。

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策
企業進出に際しては、地元町内会、農業改良組合、土地改良組合等が事前に連携を取りながら適当と思われるものについて積極的に誘致を進める。
3. 森林の整備その他林業の振興との関連
森林組合と連携を密にし、地域資源の有効利用を図っていく。

第8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標
近年における兼業化、混住化の進展にともない、地域の農村構造の改善を促進していくためには、良好な生活環境を確保するための施設を整備していくことにより、意欲ある担い手農家と兼業農家との間の連帯感の醸成を図ることが重要である。
現在、地域要望等は把握していないが、今後必要に応じて、集落排水事業等順次進め、生活環境の改善を図っていく。

第9 附 図

1. 農用地利用計画図(附図1号)